

やさしい中学公民 7-1 後半(p149~161)チェック問題 氏名

- (1) 裁判官は、国会や内閣などほかの権力からの圧力に影響されることなく、[① や]に従ってのみ判決を出すよう定められている。これを[②]という。
- (2) 裁判所は、国会がつくった法律が、日本国憲法に適合する^{にほんこくけんぽう}かしないかを判断する権限を持っている。これを[① 権]という。特に[② 裁判所]は最終的な決定権を持つので、[③]とも呼ばれる。
- (3) 国会に設置されている、裁判官を辞めさせるかどうか決める裁判を[① 裁判]という。また国民は、最高裁判所の裁判官が適格^{てきかく}な人物であるかどうか直接投票で審査^{しんさ}するようになっている。これを[②]という。また重大^{じゅうだい}な刑事裁判の第一審に国民が裁判員として参加する制度を[③ 制度]という。
- (4) 国民にとって身近^{みぢか}で信頼^{しんらい}できる司法^{しほう}となるよう[① 改革]が進められており、弁護士や裁判官の数を増やすため、各地に[②]が設置されている。また法的トラブルを解決するために[③]も設置されている。

| | | |
|------|------|------|
| (1)① | (1)② | (2)① |
| (2)② | (2)③ | (3)① |
| (3)② | (3)③ | (4)① |
| (4)② | (4)③ | |